

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年6月24日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1900130号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第2000008号

## 第1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成5年10月1日から平成8年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、平成5年10月から平成6年10月までは9万8,000円から53万円、同年11月から平成8年9月までは9万8,000円から59万円とする。

平成5年10月から平成8年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成8年10月1日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成8年10月の標準報酬月額については、9万8,000円から59万円とする。

平成8年10月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成8年10月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成5年10月1日から平成8年11月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での請求期間の標準報酬月額が、実際に支給された給与額より低く記録されていることが分かった。

給与明細書の一部を提出するので、請求期間の標準報酬月額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成5年10月1日から平成8年10月1日までの期間について、A社に係

るオンライン記録において、請求者の平成5年10月1日から平成8年10月1日までの期間の標準報酬月額、当初、平成5年10月から平成6年10月までは53万円、同年11月から平成7年12月までは59万円と記録されていたところ、平成8年1月23日付けで、平成7年10月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、さらに、平成8年1月29日付けで、平成5年10月1日に遡って9万8,000円に引き下げられ、平成8年10月1日まで継続していることが確認できる。

また、当該事業所の事業主及び複数の同僚のオンライン記録においても、平成8年1月23日付け及び同年1月29日付けで、請求者と同様に遡って標準報酬月額の減額訂正処理が行われていることが確認できる。

さらに、年金事務所が保管する滞納処分票及び不納欠損決議書により、平成8年1月当時、当該事業所において厚生年金保険料等の滞納があったことが確認できる。

なお、A社の商業登記簿謄本から、請求者は請求期間において同社の取締役であったことが確認できるものの、請求期間当時に同社の役員であった者を含む複数の同僚は、請求者は請求期間当時、社会保険の手続には関与していなかった旨回答している。また、請求期間当時のA社の社会保険事務担当者は、「記録訂正については、社長の指示で私が書類を作成し届け出たので、当該届出について他の従業員には知らせていなかった。」と陳述している。

これらの事実を総合的に判断すると、平成8年1月23日付け及び同年1月29日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、請求者について平成5年10月1日及び平成7年10月1日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由はなく、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、当該訂正処理の結果として記録されている当該期間の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た、平成5年10月から平成6年10月までは53万円、同年11月から平成8年9月までは59万円に訂正することが必要である。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成8年10月1日）については、9万8,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

- 2 請求期間のうち、平成8年10月1日から同年11月1日までの期間について、請求者から提出された給与明細書（写）により、請求者は、当該期間に係る標準報酬月額の決定の基礎となる月において、オンライン記録における標準報酬月額（9万8,000円）を超える標準報酬月額（59万円）に相当する報酬月額の支払を受け、当該期間において標準報酬月額（59万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成8年10月1日から同年11月1日までの期間について、請求内容どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対し提出したか否か、また、当該報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。